

法人の概要

(1) 役員(理事・監事)

(平成26年度)

理事 定数 8人 〔任期 2年(1号理事を除く)〕 実数	常勤 4人 非常勤 4人 計 8人 うち 外部理事 4人	理事選任条項 第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。 (1) 本法人の設置する大学のうちから選任された学長1人 (2) 評議員のうちから評議会において選任した者3人 (3) この法人の主旨に賛同する学識経験者のうち理事会において選任した者4人	選任条項別定数実数			平成26年度中の 理事会開催回数
			区分	定数	実数	
			号	人	人	
			1	1	1	定例 3回
			2	3	3	
			3	4	4	
監事 定数 2人 実数	任期 年 常勤 0人 非常勤 2人 計 2人 うち 外部監事 2人	第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ)又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。				臨時 5回
						計 8回

(2) 評議員

(平成26年度)

定数 17人 実数 17人 任期 2年 (号評議員を除く)	評議員選任条項 第22条 評議員は次の各号に掲げる者とする (1)この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した4人 (2)この法人の設置する学校(聖隷学園聖泉短期大学を含む)を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者3人 (3)理事および学識経験者のうちから、理事会において選任した者8人 (4)この法人の設置する学校の在学生の父母若しくは保護者のうちから理事会において選任された者2人	選任条項別定数実数			平成26年度中の 評議員会開催回数
		区分	定数	実数	
寄附行為で評議員会の「議決」を要するとしている事項	2 前項第1号に規定する評議員が、この法人の職員の地位を退いたとき、また第4号の評議員が在学生の保護者でなくなったときは評議員の職を失うものとする	号	人	人	
議決事項 該当		1	4	4	定例 2回
ア. 予算	カ. 合併	2	3	3	
イ. 借入金	キ. 解散	3	8	8	臨時 2回
ウ. 重要な資産の処分	ク. 収益事業	4	2	2	
エ. 事業計画	ケ. その他 (具体的に記入)				
オ. 寄附行為の変更					
(該当事項がある場合は、該当欄に○印、 ただし、寄附行為で諮問事項としているものは除く。)					計 4回